

介護保険三施設の比較

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設																																														
関係法規	介護保険法 老人福祉法	介護保険法	介護保険法 医療法																																														
機能	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うこと。	病状安定期にあり、看護・介護・機能訓練を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと。	病状が安定期にあり、療養上の管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うこと。																																														
設置主体	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人 社会福祉法人 地方公共団体 等	医療法人 地方公共団体 等																																														
平均入所(院)定員数	67.8人	88.8人	34.8人																																														
施設長 管理者	施設長(要件あり) ・社会福祉主事 ・社会福祉事業に2年以上従事した者 等 管理者(要件なし、常勤、原則専従)	管理者(原則医師、常勤、原則専従)	管理者(医師、原則専従)																																														
平均入所(院)定員数の場合の職員配置基準	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">医師(非常勤可)</td> <td style="text-align: right;">必要数</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>介護職員と看護職員の総数</td> <td style="text-align: right;">23人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち看護職員は3人以上)</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>調理員、事務員その他の職員</td> <td style="text-align: right;">相当数</td> </tr> </table>	医師(非常勤可)	必要数	生活相談員	1人	介護職員と看護職員の総数	23人	(うち看護職員は3人以上)		栄養士	1人	機能訓練指導員	1人	介護支援専門員	1人	調理員、事務員その他の職員	相当数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">医師(常勤)</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>看護職員と介護職員の総数</td> <td style="text-align: right;">30人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち看護職員は9人程度)</td> </tr> <tr> <td>支援相談員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士又は作業療法士</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td style="text-align: right;">(常勤職員の配置に努める)</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>調理員、事務員その他の従事者</td> <td style="text-align: right;">相当数</td> </tr> </table>	医師(常勤)	1人	薬剤師	1人	看護職員と介護職員の総数	30人	(うち看護職員は9人程度)		支援相談員	1人	理学療法士又は作業療法士	1人	栄養士	(常勤職員の配置に努める)	介護支援専門員	1人	調理員、事務員その他の従事者	相当数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">医師</td> <td style="text-align: right;">3人(うち常勤1人)</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td style="text-align: right;">6人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td style="text-align: right;">6人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士及び作業療法士</td> <td style="text-align: right;">相当数</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> </table>	医師	3人(うち常勤1人)	薬剤師	1人	看護職員	6人	介護職員	6人	理学療法士及び作業療法士	相当数	介護支援専門員	1人
医師(非常勤可)	必要数																																																
生活相談員	1人																																																
介護職員と看護職員の総数	23人																																																
(うち看護職員は3人以上)																																																	
栄養士	1人																																																
機能訓練指導員	1人																																																
介護支援専門員	1人																																																
調理員、事務員その他の職員	相当数																																																
医師(常勤)	1人																																																
薬剤師	1人																																																
看護職員と介護職員の総数	30人																																																
(うち看護職員は9人程度)																																																	
支援相談員	1人																																																
理学療法士又は作業療法士	1人																																																
栄養士	(常勤職員の配置に努める)																																																
介護支援専門員	1人																																																
調理員、事務員その他の従事者	相当数																																																
医師	3人(うち常勤1人)																																																
薬剤師	1人																																																
看護職員	6人																																																
介護職員	6人																																																
理学療法士及び作業療法士	相当数																																																
介護支援専門員	1人																																																

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設
構造設備基準	<p>〔特別養護老人ホーム〕</p> <p>居室(4人以下):1人当たり床面積10.65㎡以上</p> <p>静養室 介護職員室 食堂 看護職員室 浴室 機能訓練室 洗面設備 面談室 便所 洗濯室又は洗濯場 医務室 汚物処理室 調理室 介護材料室 事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>〔小規模生活単位型特別養護老人ホーム〕</p> <p>ユニット</p> <p>居室(個室):床面積13.2㎡以上 共同生活室 洗面設備 便所 浴室 洗濯室又は洗濯場 医務室 汚物処理室 調理室 介護材料室 事務室その他の運営上必要な設備</p>	<p>療養室(4人以下):1人当たり床面積8㎡以上</p> <p>診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 レクリエーション・ルーム 洗面所 便所 サービス・ステーション 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室</p>	<p>病室(4床以下):1人当たり床面積6.4㎡以上</p> <p>機能訓練室 談話室 食堂 浴室</p>
施設数	5,022	2,967	4,007
入所(院)定員総数	340,592人	263,612人	139,374人
平均要介護度	3.57	3.16	4.13
在所者の平均在所(院)日数	1,445.3日	395.4日	654.5日

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設						
退所者の平均 在所(院)日数	1,502.2日	229.2日	359.3日						
受給者 1人当たり 費用額	324.1千円	338.0千円	446.1千円						
施設整備補助	社会福祉施設の整備に係る補助の一つであり、 他の社会福祉施設の場合と同様に定率補助方式 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="padding: 0 10px;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">都道府県</td> <td style="padding: 0 10px;">1/4</td> </tr> </table> } </div>	国	1/2	都道府県	1/4	保健衛生施設の整備に係る補助の一つであり、定額補助方式 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="padding: 0 10px;">基本額2,500万円 +各種加算</td> </tr> </table> } </div>	国	基本額2,500万円 +各種加算	新規整備に係る補助はない。
国	1/2								
都道府県	1/4								
国	基本額2,500万円 +各種加算								

注1) 介護療養型医療施設の平均入所定員数の場合の職員配置及び構造設備基準については、療養病床を有する病院の場合を想定。

注2) 平均入所定員数、施設数及び入所定員総数については、老健局振興課調べ(平成15年4月1日現在)。

注3) 平均要介護度については、介護給付費実態調査(平成15年7月審査分)。

注4) 在所者の平均在所日数及び退所者の平均在所日数については、平成13年介護サービス施設・事業所調査。

注5) 受給者1人当たり費用額については、介護給付費実態調査(平成15年8月審査分)。なお、費用額とは、保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む。)の合計額。

注6) 施設整備補助については、新規整備の場合。

諸外国における介護施設入所者等の利用者負担の比較

	現 状
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険においては、施設の居住費用は給付対象となっておらず、全額自己負担が原則。 ○ 本人が負担できない場合には社会扶助ら費用を支給。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院施設及び高齢者入所施設における居住費用は給付の対象となっておらず、全額自己負担が原則。 ○ 本人が負担できない場合には社会扶助から費用を支給。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディケアでは一定期間しかカバーされず、期間経過後は全額自己負担。 ○ 資産等を費消した場合はメディケイドによりカバーされていることが多い。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所者については原則自己負担。 ○ 低所得者については、地方公共団体が自らサービスを提供し、又はサービス提供機関からサービスを購入して費用を負担（一部自己負担あり）
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所者については、通常のアパート等と同様に家賃を利用者が負担。 ○ 低所得の高齢者に対しては、国が年金受給者住宅手当（家賃補助）を支給。